

令和6年度「災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用  
設備導入支援事業費補助金（補正予算に係るもの）」

# 解説資料

令和7年3月

一般社団法人都市ガス振興センター

## 目次

1)	補助事業の趣旨	10)	ワーク・ライフ・バランス等推進する事業者
2)	補助事業の考え方		参考資料
3)	補助事業の概要（事業規模と補助対象範囲）		
4)	対象事業		
5)	補助事業の概要		
6)	補助対象となる施設		
7)	水害対策		
8)	賃金引上げ計画の表明に対する事業者		
9)	地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出している事業者		

# 1) 補助事業の趣旨

近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。

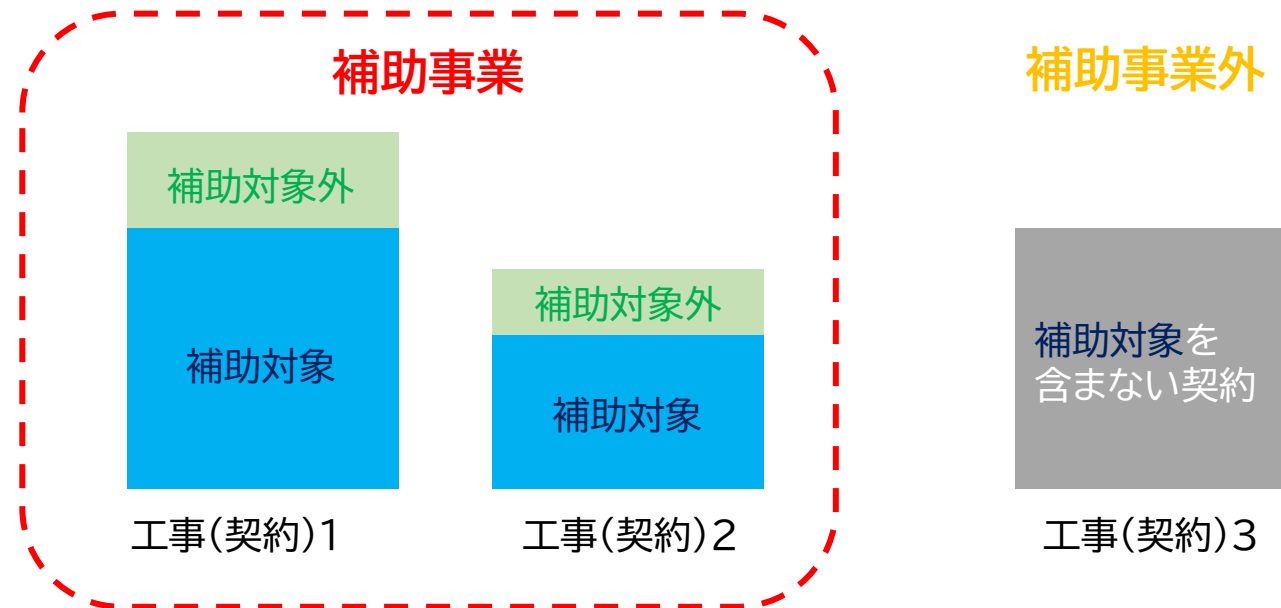
このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける避難施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備（停電対応型コージェネレーションシステムや停電対応型ガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン）を普及させることが重要です。

また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO<sub>2</sub>排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。

本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行う事業者に補助することで、災害時の強靱性の高い避難所の普及を目指すと共に平時からの環境対策を図ります。

## 2) 補助事業の考え方

- ◇ 補助事業に含まれるものは、補助対象外であっても、内容や金額に変更があれば、手続きが必要です。
- ◇ また、補助対象外の工事も、事業期間内に完了しなければ補助金は交付されません。



補助事業は契約単位です。

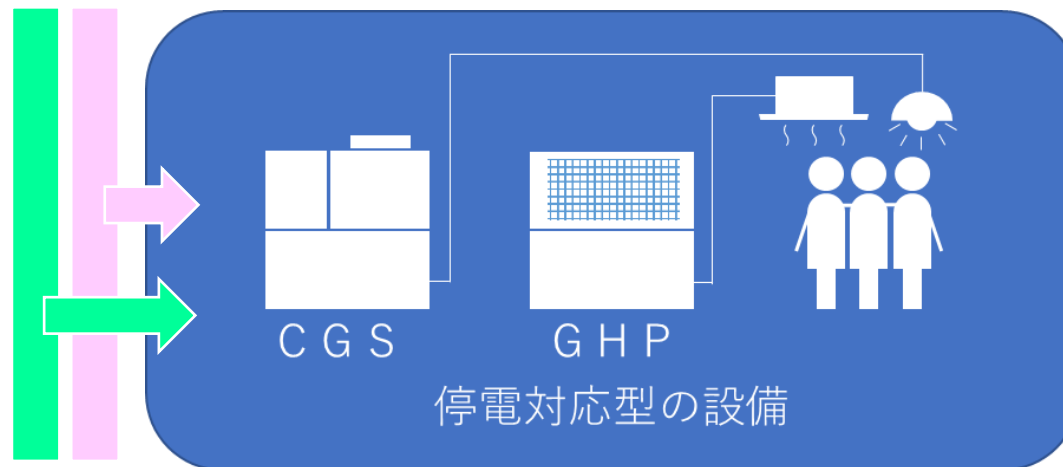
補助事業の契約に含まれるものは補助対象外でも事業に含まれます。

補助事業に関連する工事であっても、補助対象を含まない契約は、補助事業外となります。

### 3) 補助事業の概要 (事業規模と補助対象範囲)

#### ●ガス供給

中圧導管による供給、  
または耐震性を向上させた  
低圧導管でガス供給を  
受けている施設



#### ●停電対応型の設備

地方自治体と協定を締結した  
避難所に設置された、停  
電対応型CGS・GHPであり、  
避難所に空調や電気を供給  
できるもの

#### ◎耐震性を向上させた低圧導管等

(1) 本支管及び供給管 (引込管) が、下記のいずれ  
であること

- ① 鋼管 (ねじ接合以外)
- ② ダクタイル鋳鉄管 (抜出防止機構あり)
- ③ ポリエチレン管

※ 本支管から中圧で引き込み、お客さま所有  
のガバナで減圧して低圧供給する場合は、  
中圧供給扱い

(2) 耐震性が図れていない低圧導管であっても  
以下の条件を満たしたプロパン・エアー  
発生装置【高圧ガス保安法貯蔵設備】を  
設置している場合 [P10参照]

- ① 稼働時の安全保障
- ② 燃料供給体制の確保
- ③ 定期点検

# 4) 対象事業 (停電対応型設備)

停電対応型の機器とは以下のいずれかの条件を満たすもの

## ■ブラックアウトスタート(BOS) CGS・GHP



- ・停電が発生した時点で機器が運転していない状態から、外部からの電源に頼らず、自力で運転が開始ができること。
- ・運転している状態から、一旦運転が停止しても、外部からの電源に頼らず、自力で運転が開始ができることも含む。

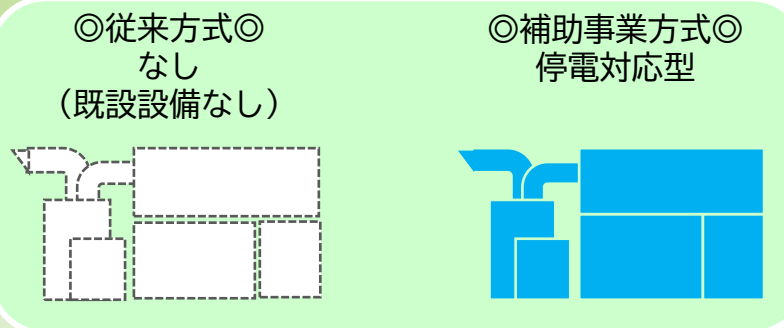
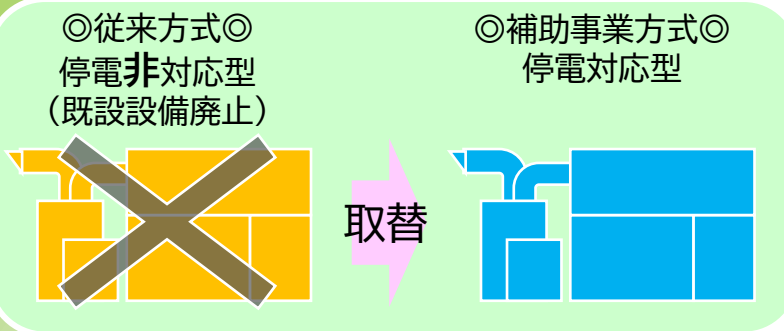
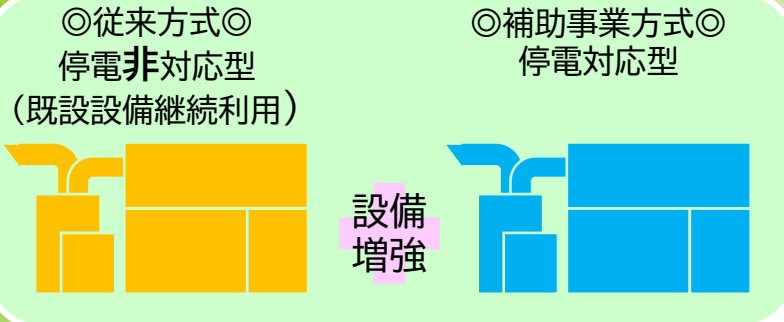
## ■運転継続



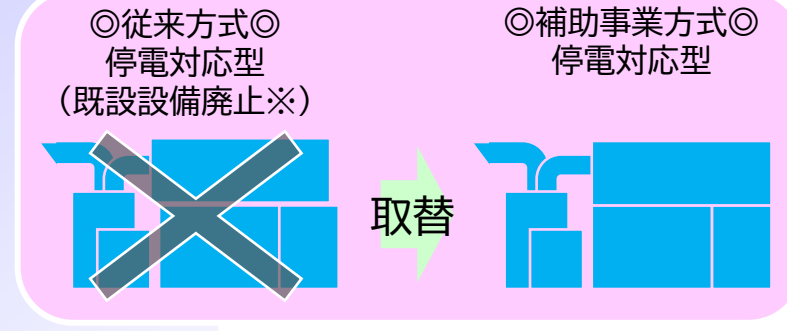
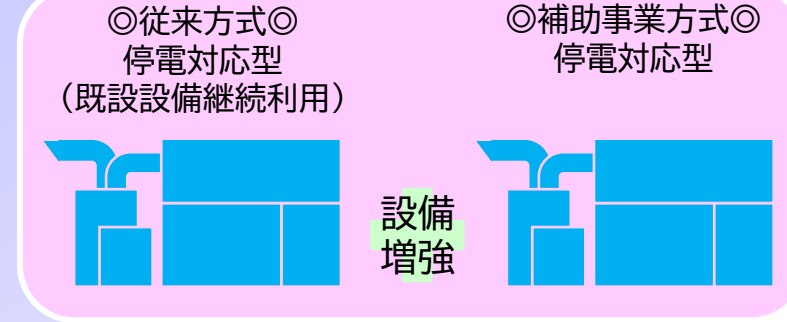
- ・機器が運転している状態で、停電が発生した場合に、停止せずに運転を継続できる、または、一旦運転が停止しても、速やかに起動操作を行えば、運転が再開できること。

# 5) 補助事業の概要 (事業規模と補助対象範囲)

## 新設



## 更新



※ 既設設備の廃止撤去が前提です。  
ただし、更新のための既存設備の撤去に要する費用は補助対象外

なお、GHP等の場合も同様の考え方です。

## 6) 補助対象となる施設①

中圧導管または耐震性を向上させた低圧導管等で都市ガスの供給を受けている下記のいずれかの施設（ZEB、補助金を活用して石油製品（石油ガスを除く）タンク等を導入した施設をく）。

(ア)	(イ)	(ウ)
<p>災害時に避難所等として活用される 国や地方公共団体の 防災計画指定の施設</p>	<p>災害時に活動拠点等として活用される 国や地方公共団体の 防災上中核となる施設</p>	<p>災害時に避難所等として活用される 国や地方公共団体と協定を締結している(見込みも含む)施設</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定避難所</li> <li>●福祉避難所</li> <li>●指定避難場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方公共団体施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●協定による避難所</li> <li>●協定による避難場所への避難者にサービスを提供する施設</li> <li>●帰宅困難者受入施設</li> <li>●災害時帰宅支援ステーション</li> <li>●一斉帰宅抑制事業者の当該施設</li> <li>●物資提供の協定を締結した上で、それら物資の提供を地域住民にも行う施設</li> </ul>



## 6) 補助対象となる施設②

### (ア) 災害時に避難所として活用される国や地方公共団体の防災計画指定の施設

	対象施設	定義	●要件等、◇避難スペース
1	指定避難所	災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、地方自治体が指定した施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定避難所であることを証明する書類（例：自治体の防災計画の該当箇所、またはHPの該当頁のコピー）</li> <li>◇災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行うを床面積</li> </ul>
2	福祉避難所	一般の避難所生活では支障をきたす高齢者や障がい者など要配慮者に対して、特別の配慮がなされた地方自治体が指定した避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉避難所として指定されていることを証明する書類（例：自治体との協定書、協定書がない場合は自治体の防災計画の該当箇所、またはHPの該当頁のコピー）</li> <li>◇災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>
3	指定避難場所	危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設または場所であり、地方自治体が指定した施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定避難場所であることを証明する書類（例：自治体の防災計画の該当箇所、またはHPの該当頁のコピー）</li> <li>●避難場所内の施設において、避難者へ何らかのサービスを行うこと</li> <li>◇災害時に避難者に対して、補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>

## 6) 補助対象となる施設③

### (イ) 災害時に活動拠点等として活用される国や地方公共団体の防災上中核となる施設

	対象施設	定義	●要件等、◇避難スペース
1	地方公共団体等の 所有施設	災害時に、災害対策本部や現地対策本部といった行政としての災害対応活動等を担う市庁舎や区庁舎、および消防署、警察署等の地方自治体の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時における当該施設の役割を明示する書類（例：自治体の防災計画の該当箇所、またはHPの該当頁のコピー）</li> <li>◇災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>

## 6) 補助対象となる施設④

(ウ) -①/3 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

	対象施設	定義	●要件等、◇避難スペース
1	協定による 避難所	災害時に国や地方公共団体との協定に基づき、避難した地域住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体との協定書のコピー（協定書がない場合はそれに準ずるもの）</li> <li>◇避難所用途として合意している床面積のうち、災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>
2	協定による 避難場所への 避難者に サービスを 提供する施設	災害時に国や地方公共団体との協定に基づき、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する場所であって、当該場所に位置する避難者に支援サービスを提供する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体との協定書のコピー（協定書がない場合はそれに準ずるもの）</li> <li>●避難場所内の施設において、避難者へ何らかのサービスを行うこと</li> <li>◇災害時に避難者に対して、補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>

## 6) 補助対象となる施設⑤

(ウ) -②/3 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

	対象施設	定義	●要件等、◇避難スペース
3	帰宅困難者 受入施設	災害により帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水や情報の提供を実施する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体との協定書のコピー（協定書がない場合はそれに準ずるもの）</li> <li>◇困難者受入用途として合意している床面積のうち、災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>
4	災害時 帰宅支援 ステーション	災害時に、徒歩帰宅者に対し水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体との協定書のコピー（協定書がない場合はそれに準ずるもの）</li> <li>◇支援ステーション用途として合意している床面積のうち、災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>

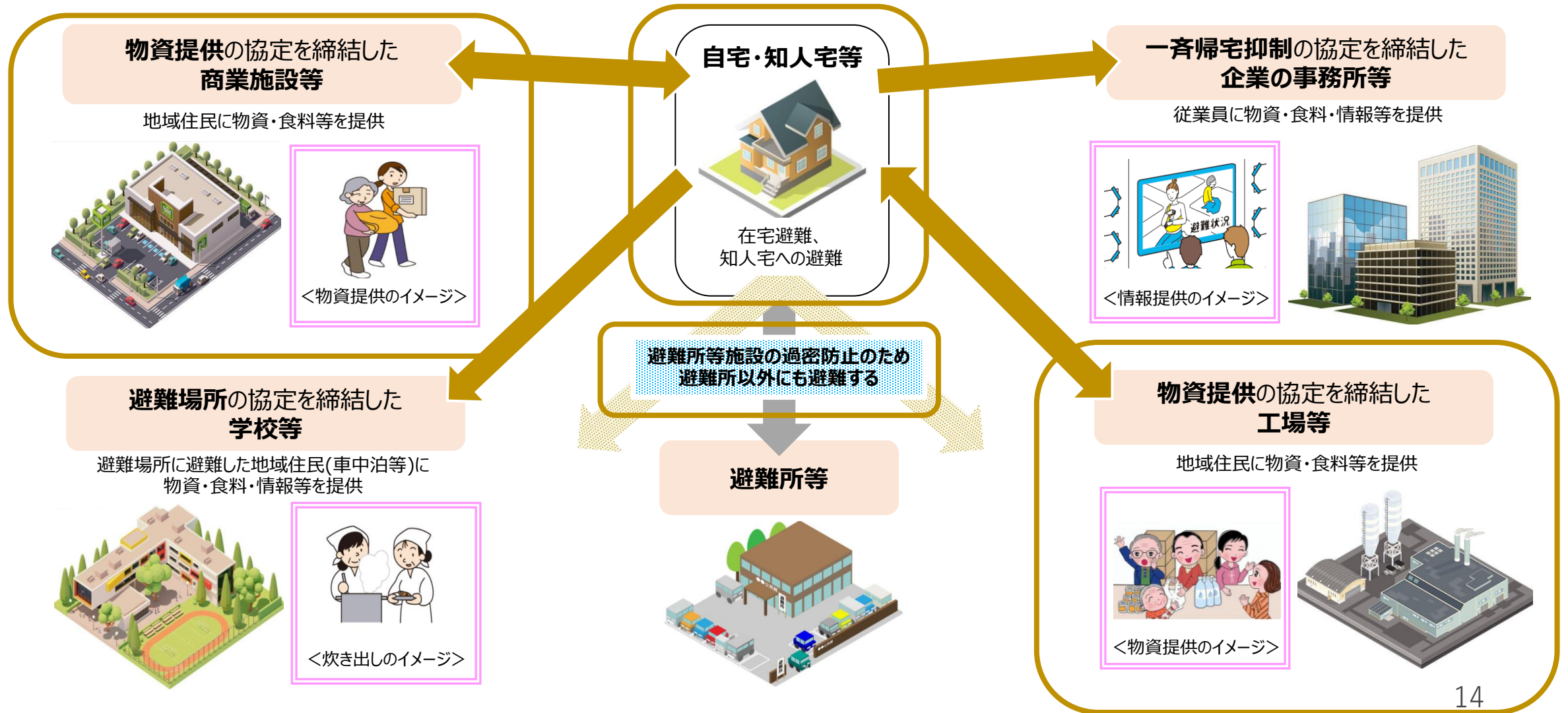
## 6) 補助対象となる施設⑥

### (ウ) - ③ / 3 災害時に避難所等として活用される国や地方公共団体と協定を締結している（見込みも含む）施設

	対象施設	定義	●要件等、◇避難スペース
5	一斉帰宅抑制事業者の当該施設	災害時における、帰宅困難者の一斉帰宅による緊急車両の通行の妨げ、応急活動への支障といった混乱を回避することとあわせ、帰宅困難者自身の安全を確保するため、従業員等を待機させるための施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体から当該事業者としての認定を受けていることを証明する書類、またはそれに準ずるもの</li> <li>◇困難者待機用途として用いる床面積のうち、災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>
6	物資提供の協定を締結した上で、それら物資の提供を地域住民にも行う施設	災害時における物資提供について、国や地方自治体と協定を締結しており、地域住民に対してもそれら物資の提供を行うことについて、協定にその旨記載がなされていること、またはその旨を補助金申請にあたり申告することができる施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体との災害時における物資提供の協定書のコピー</li> <li>●協定書に「地域住民に対する物資の配布（提供）」に関する記載がない場合は、その旨を明記した書類もセンター宛てに提出</li> <li>◇「地域住民に対する物資の配布（提供）」に要する面積のうち、災害時に補助対象設備によるユーティリティの提供を行う床面積</li> </ul>

# 6) 補助対象となる施設⑦

## ■避難所以外への避難者に対して物資、情報等を提供する機能を有する施設のイメージ



# 7) 水害対策（災害種別の確認）

## ■災害種別の確認

### 1) 災害種別の確認

「避難所等における災害種別  
および立地確認書」に記入

A：対象施設が指定を受けている場合、  
または協定書がある場合

- a. 協定書の記載内容から判断
- b. 自治体の防災計画から判断
- c. 自治体の担当部課に確認

B：協定見込みで申請する場合

- a. 協定に向けた協議の際に、自治体の  
担当部課に確認

C：協定書がない場合

- a. 自治体の担当部課に確認した上で  
申請者判断

### 協定書の例

災害時における施設利用の協力に関する協定

●●●●●●●●●●（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、●●●●●●●●●●内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した時（以下「災害時」という。）に、乙の●●●●●●●●●●（以下「施設」という。）を利用して、●●●●●●●●●●地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づく指定避難所を開設し、及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「指定避難所」とは、災害により居住に制約を受けた被災者が当面の

○参考○

災害対策基本法第2条1項  
⇒災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

### 防災計画の例

指定施設名称	所在地	避難場所								屋外受入 可能人数	宿泊可能避難所		福祉 避難 所	帰宅 困難 者	津波一時 避難施設			
		一時 指定 避難 場所	広 域 指 定 避難 場所	災害種別							指定	屋内受入 可能人数 【発災直後】			指定	指定	指定	受入可能 人数
				洪水	土砂	高潮	地震	津波	火災									
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	○		○	○	○	○	○	○	○	○	2,572人						

# 7) 水害対策 (ハザードマップによる確認)

## ■洪水浸水想定区域の該非確認

### 2) 洪水浸水想定区域 該非確認

「避難所等における災害種別  
および立地確認書」に記入、  
ハザードマップ確認

A: 対象施設が指定を受けて  
いる場合、または  
協定書がある場合

◇国交省の「ハザードマッ  
プポータルサイト」の  
「重ねるハザードマッ  
プ」にて確認

[ハザードマップポータル  
サイト\(gsi.go.jp\)](http://gsi.go.jp)

B: 協定見込みで申請する  
場合

同上

C: 協定書がない場合

同上



ポータルトップ

① 対象施設の住所を入力、 押下



重ねるハザードマップ

○に①の住所表示、地図には で表示

② 洪水のアイコン押下

③ “洪水浸水想定区域(想定最大規模)”が適用されているので、押下して適用を外す(表示マーク消失)

④ “洪水浸水想定区域(計画規模)”を押下して適用させる(表示マーク出現)

⑤ “カバン”のアイコンを押下、印刷を押下して印刷したものを添付書類とする





# 8) 賃金引上げ計画の表明に対する優遇措置について

◇ 申請時点にて、右記の「賃金引上げ計画の表明」（事業期間中に賃金引上げる旨）を提出頂いた事業者に対し、交付決定における次の優先順位の内、2の費用対効果の値について、加点する。

1. 停電対応CGSおよび停電対応GHPが未導入の市区町村における費用対効果  
[避難スペース(m<sup>2</sup>)/補助対象経費(百万円)]
2. (ア) (イ) (ウ) それぞれの避難所等における費用対効果  
[避難スペース(m<sup>2</sup>)/補助対象経費(百万円)]

※同一の未導入市町村で複数の申請があった場合、上記2において最も上位の1件を未導入地区の対象として採択し、2件目以降は、導入済地区として審査します。

1. 別添2紙  
受取番号 (ハンコで記入)

JGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

共同申請の場合、  
設備所有者が提出すること

申請者  
(法人名)  
(代表者名)  
(住所)

令和6年度災害時の強靱性向上に関する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金  
(補正予算に係るもの) 賃金引上げ計画の表明書

令和5年度災害時の強靱性向上に関する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)を申請するにあたり、下記のとおり令和 年度に賃金引上げを行う事を誓約いたします。

1 ページ

1. 補助事業完了時まで、従業員平均賃金支給額を増額いたします。
2. 実績報告時には、賃上げを行ったことを証明する書類を提出いたします。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名

印

# 9) 地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出している事業者への優遇措置について

◇ 申請時点にて、右記の「地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出している事業者」に対し、交付決定における次の優先順位の内、2の費用対効果の値について、加点する。

1. 停電対応CGSおよび停電対応GHPが未導入の市区町村における費用対効果  
[避難スペース(m<sup>2</sup>)/補助対象経費(百万円)]
  2. (ア) (イ) (ウ) それぞれの避難所等における費用対効果  
[避難スペース(m<sup>2</sup>)/補助対象経費(百万円)]
- ※同一の未導入市町村で複数の申請があった場合、上記2において最も上位の1件を未導入地区の対象として採択し、2件目以降は、導入済地区として審査します。

(別紙29)

受理番号 (センターで記入)					
----------------	--	--	--	--	--

jGrantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 様中

共同申請の場合、  
設備所有者が提出すること

申請者  
(法人名)  
(代表者名)  
(住所)

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金  
(補正予算に採るもの) 地域未来牽引企業等事業者表明書

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に採るもの)を申請するにあたり、下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

1 ページ

1. 地域未来牽引企業としての「目標」を経済産業省に提出している事業者
2. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画(公衆開示日)が当該計画の実施期間であるものに限る)を作成し、都道府県からの承認を受けている事業者

※ア、本通知した場合は、都道府県知事が採択する地域経済牽引事業計画へ  
以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名

印

18

# 10) ワーク・ライフ・バランス等推進する事業者への優遇措置について

◇ 申請時点にて、右記の「ワーク・ライフ・バランス等推進する企業として、有効な認定を受けている事業者」に対し、交付決定における次の優先順位の内、2の費用対効果の値について、加点する。

1. 停電対応CGSおよび停電対応GHPが未導入の市区町村における費用対効果  
[避難スペース(m<sup>2</sup>)/補助対象経費(百万円)]

2. (ア) (イ) (ウ) それぞれの避難所等における費用対効果  
[避難スペース(m<sup>2</sup>)/補助対象経費(百万円)]

※同一の未導入市町村で複数の申請があった場合、上記2において最も上位の1件を未導入地区の対象として採択し、2件目以降は、導入済地区として審査します。

(別紙30)  
申請番号 (センターで記入)

該当する場合の提出

Grantsにファイルを添付

令和 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 様中

共同申請の場合、  
設備所有者が提出すること

申請者  
(法人名)  
(代表者名)  
(姓 氏)

3年度 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るワーク・ライフ・バランス等推進事業者表明書)

令和6年度災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(補正予算に係るもの)を申請するにあたり、下記記載の制度の対象事業者であることを表明いたします。

記

1. ワーク・ライフ・バランス等推進に有効な認定を受けている事業者  
・ 健康経営優良法人(経済産業省)  
・ くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定(厚生労働省)  
・ ユースエール認定(厚生労働省)  
等  
※上記の場合は、認定を受けていることを証明する認定書の写し等をあわせて提出すること。

以上

令和 年 月 日

法人名

代表者名

印

# < 参考資料 >

## 目次

① 補助対象設備によるユーティリティの例	⑩ 対象事業（ガス発生装置）
② 避難場所等における避難スペースの捉え方	⑪ 3社相見積りについて
③ 物資提供協定時の留意点	⑫ リース・エネルギーサービスの契約期間について
④ 災害時の製造・生産用途へのCGS給電	⑬ JGrants（補助金申請システム）について
⑤ 補助対象範囲	
⑥ 補助対象範囲（ジェネリンク）	地域未来牽引企業制度について 経済産業省資料抜粋
⑦ 補助対象範囲（GHP）	
⑧ 補助対象範囲（ガス配管）	
⑨ 専用計測器の設置	

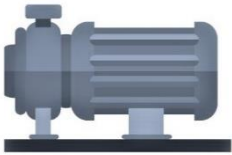
# ①補助対象設備によるユーティリティの例



空調設備



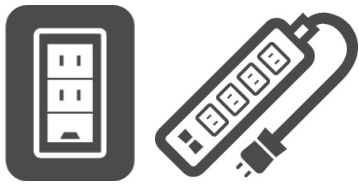
照明設備



ポンプ ⇒ 水道水/井水、  
シャワー、トイレ



換気設備

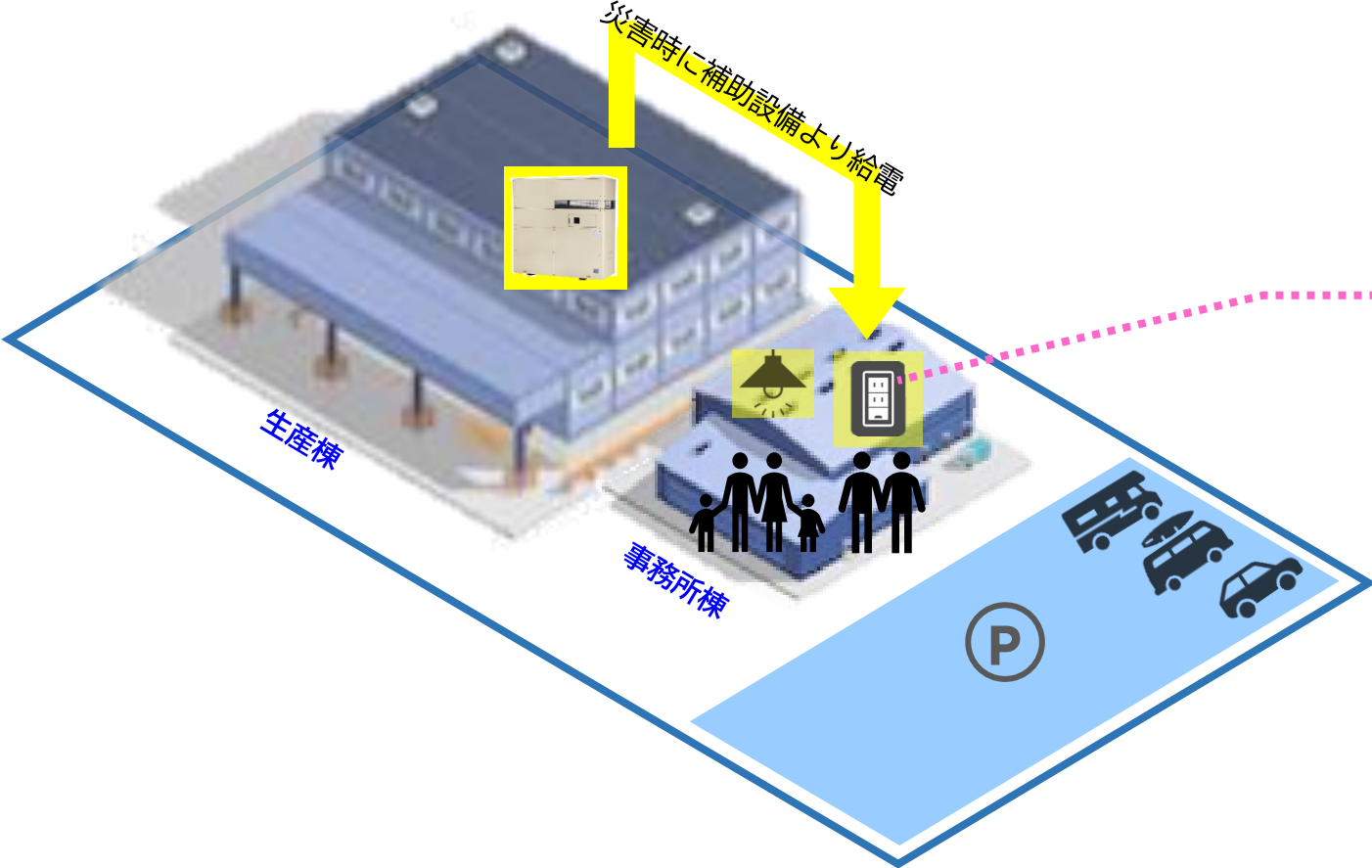


コンセント ⇒ テレビ、通信機器(充電)、  
情報端末、空気洗浄機/加湿器

## ②避難場所等における避難スペースの捉え方

例：避難場所として指定、または協定している工場

例：避難所として指定、または協定している工場



### 《避難スペース》

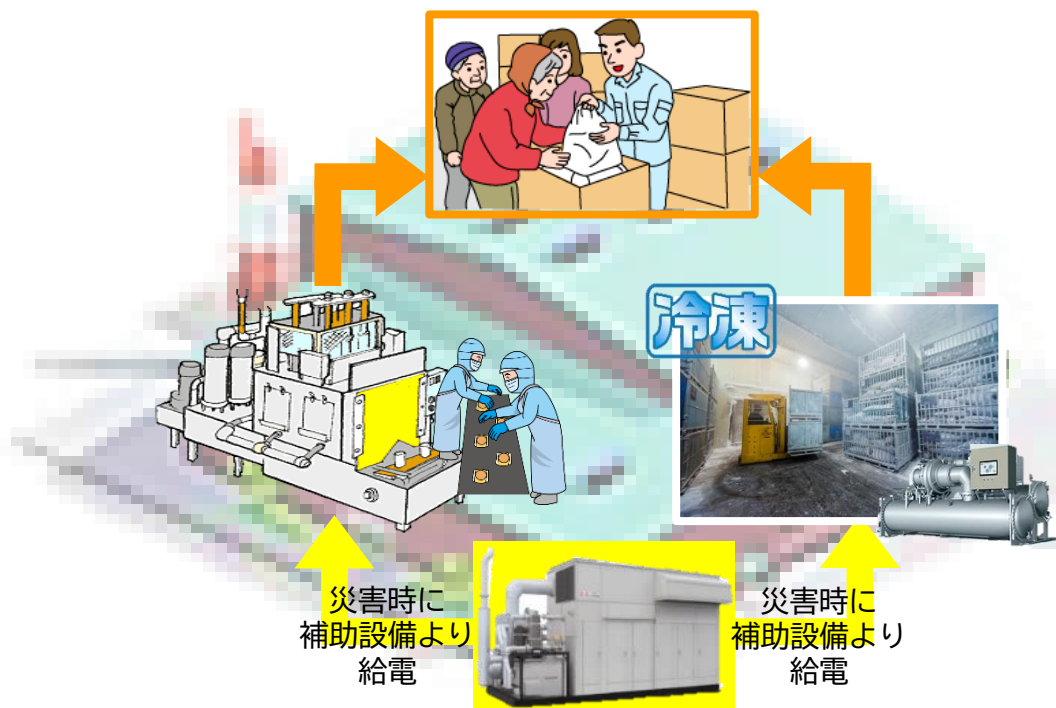
避難者が避難に際して利用できる施設において、災害時に補助対象設備よりユーティリティを提供している床面積



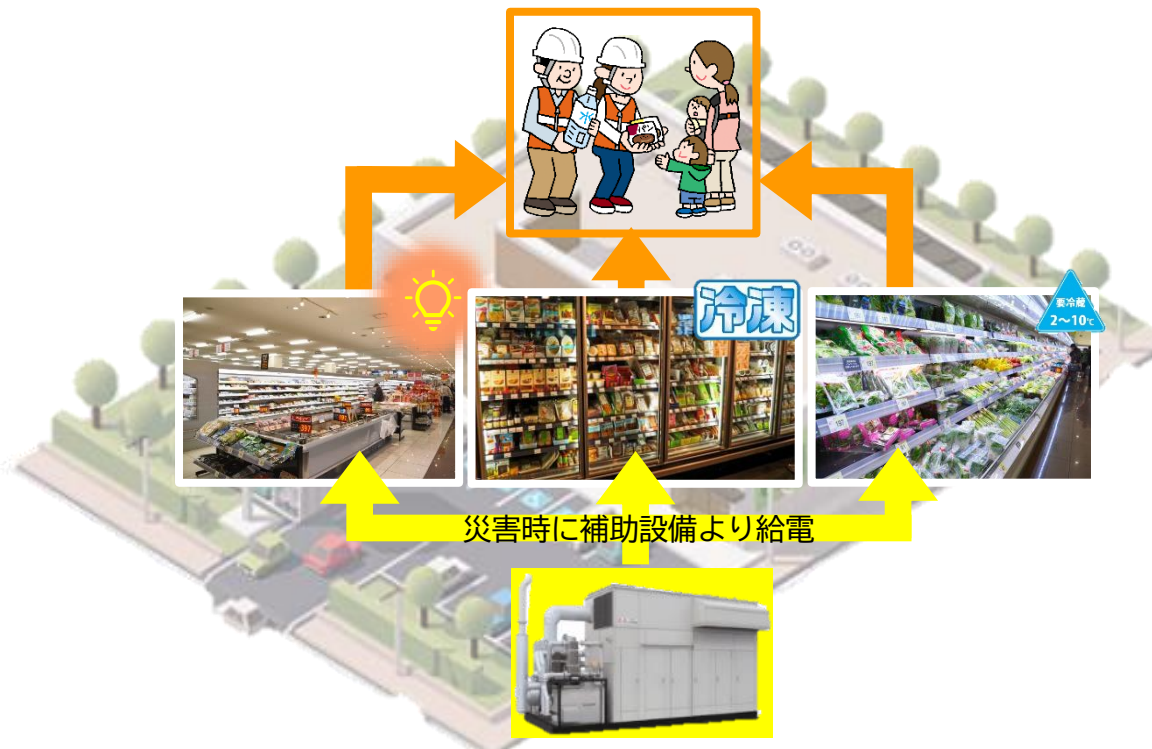
事務所等のうち避難者のために、災害時にC G Sより給電を受けて使用することができる照明、コンセントを設置している部屋の面積

# ③物資提供協定時の留意点

## ■工場のケース



## ■商業施設のケース



「CGSの役割」  
地域住民へ提供する物資の製造・生産、品質保持のための保管、その他提供物資に必要な用途にCGSより給電を行うこと

「避難スペース」  
地域住民等へ物資を受け渡す際に、災害時にCGSより給電を受けて使用することができる照明、コンセント等を設置しているスペース

「物資提供を地域住民へ行う旨の証明」  
●当該施設において、地域住民へ物資を提供する旨が記された協定書  
●協定書に記載がない場合は、その旨を明記した代表者名での書類を作成し提出

# ④災害時の製造・生産用途へのCGS給電

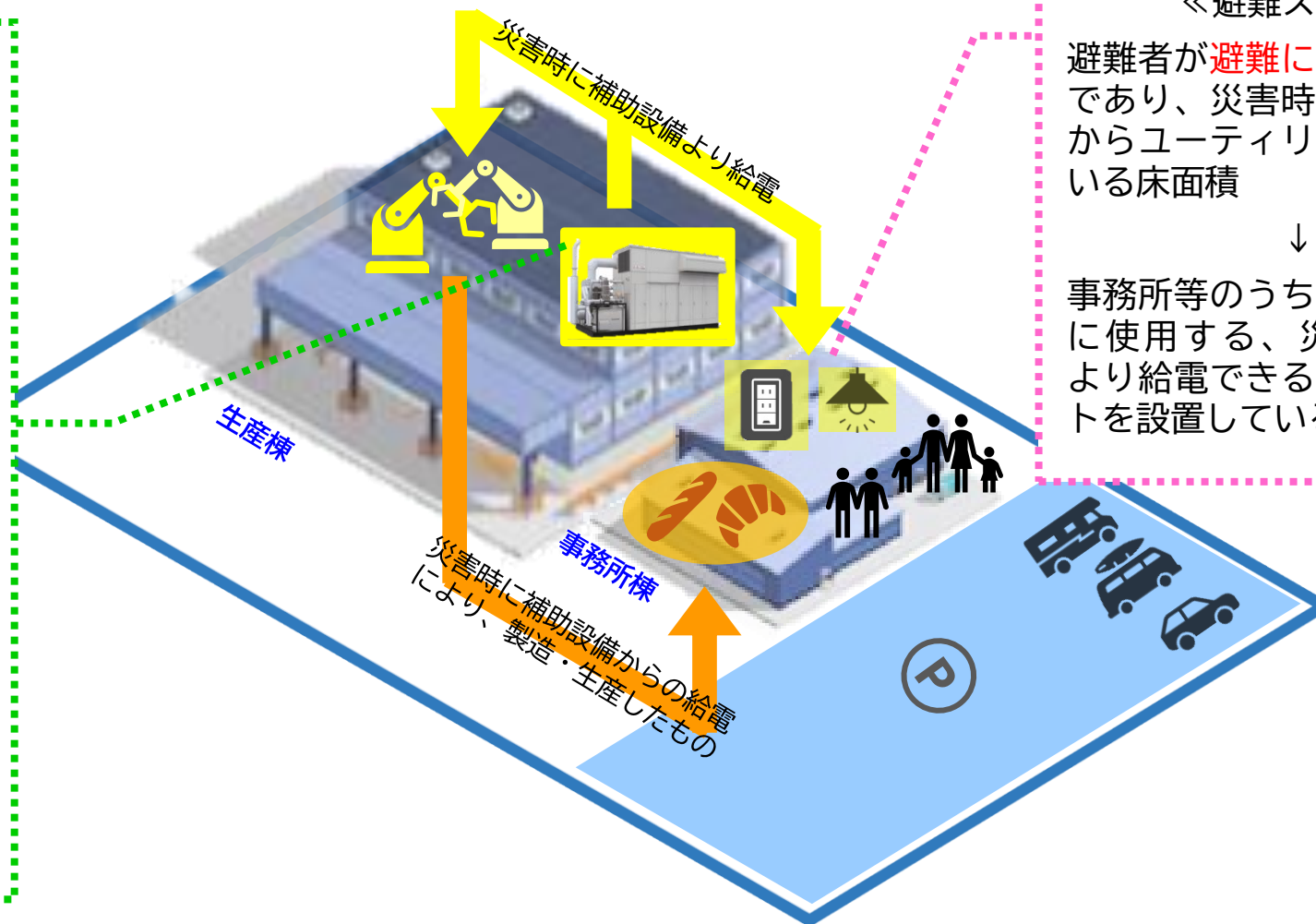
例：避難所・避難場所として指定、または協定している工場

## 《CGS容量》

災害時、避難者に提供する製品を製造する製造設備への電力供給のためのCGS品質維持に必要なCGS容量を、補助事業の対象に含む

### ――― 留意点 ―――

- ①製品の提供を、本事業で申請する避難所においても行うこと
- ②提供する製品は最終製品であること(材料、部品等は不可)
- ③補助対象設備を用いて製造・生産していること(備蓄品の提供は不可)



## 《避難スペース》

避難者が避難に利用できる施設であり、災害時に補助対象設備からユーティリティを提供している床面積

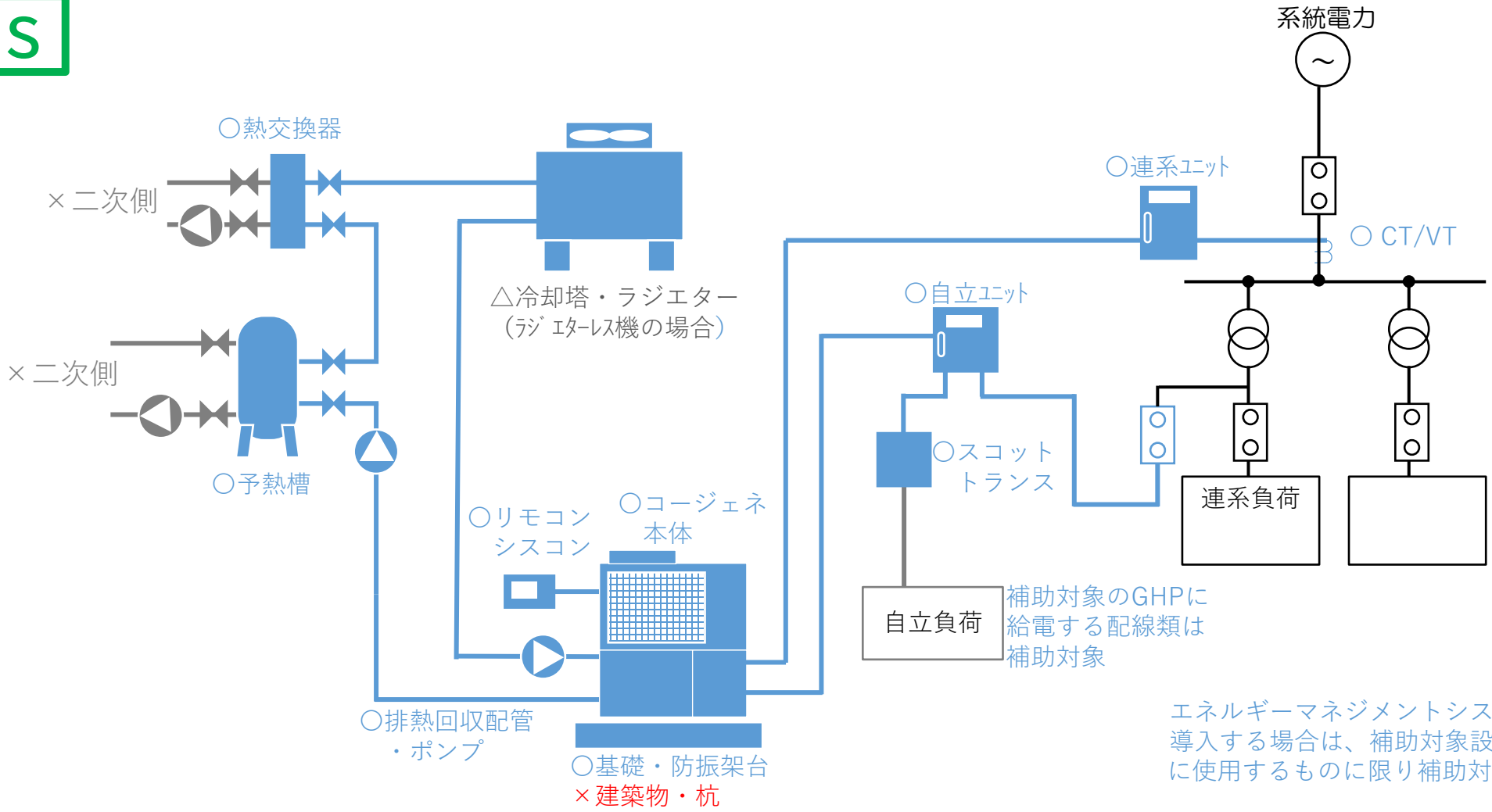
↓↓

事務所等のうち、避難者のために使用する、災害時にCGSより給電できる照明、コンセントを設置している部屋の面積



# ⑤補助対象範囲 (CGS)

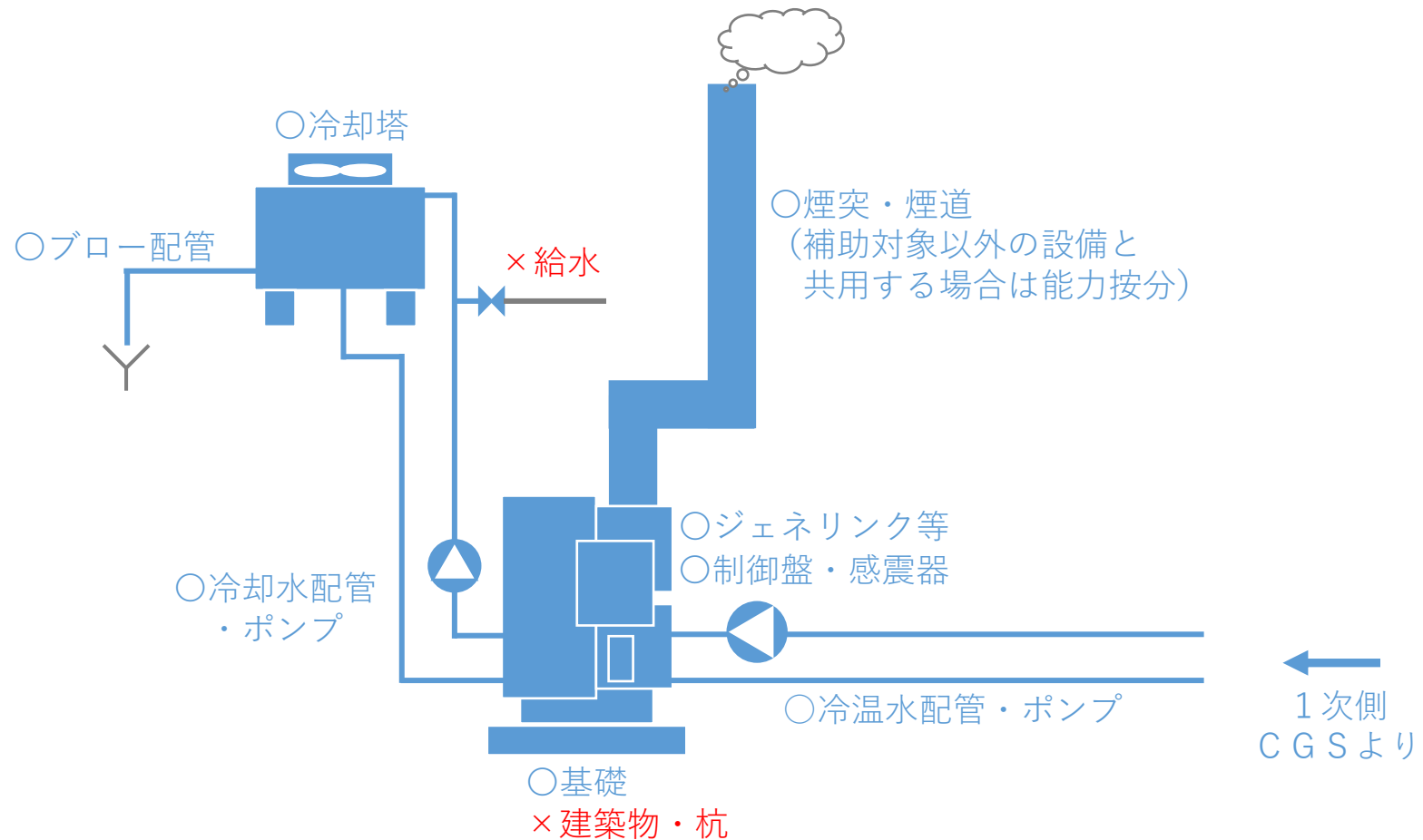
## CGS



エネルギーマネジメントシステムを導入する場合は、補助対象設備専用を使用するものに限り補助対象

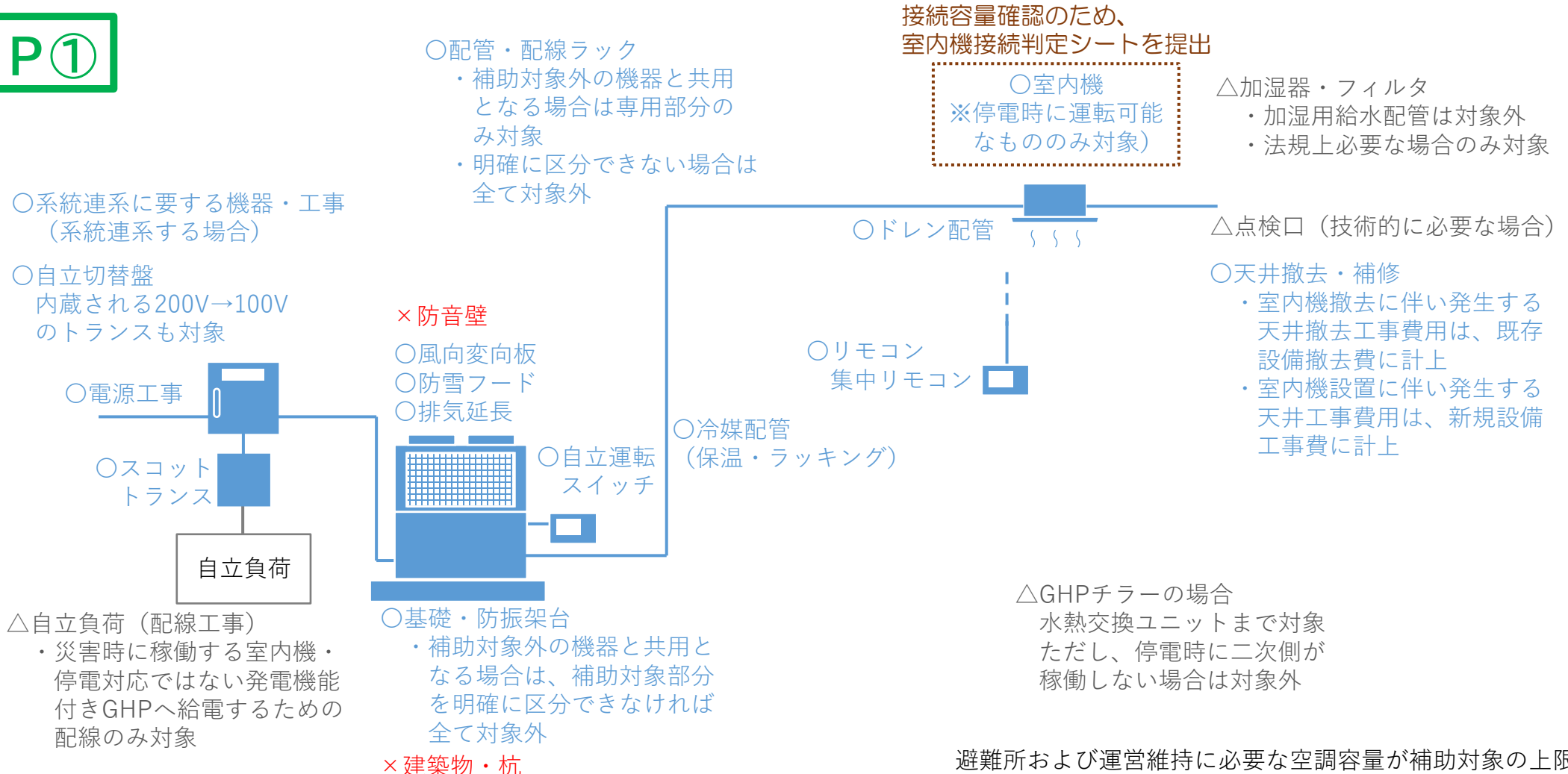
## ⑥補助対象範囲（排熱利用の吸収式）

ジェネリンク等（避難所となる場所への空調を含み、非常時に給電可能な場合のみ補助対象）



# ⑦補助対象範囲（GHP範囲）

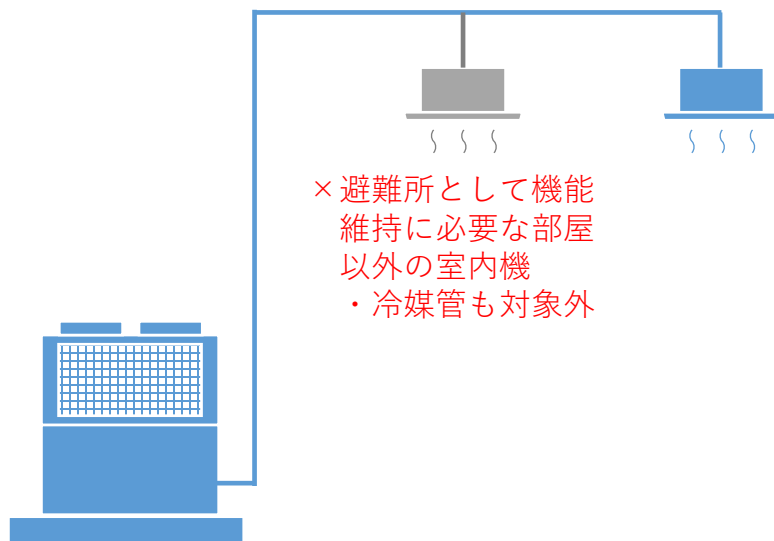
## GHP①



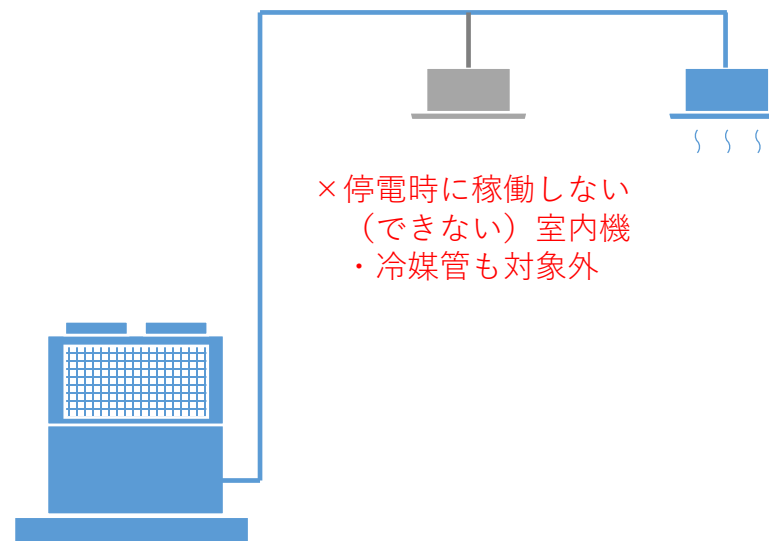
# ⑦補助対象範囲（GHP対象外について）

## GHP②

△冷媒配管  
・補助対象外の部分と明確に区分できない場合は全て対象外



△冷媒配管  
・補助対象外の部分と明確に区分できない場合は全て対象外



避難所および運営維持に必要な空調容量が補助対象の上限

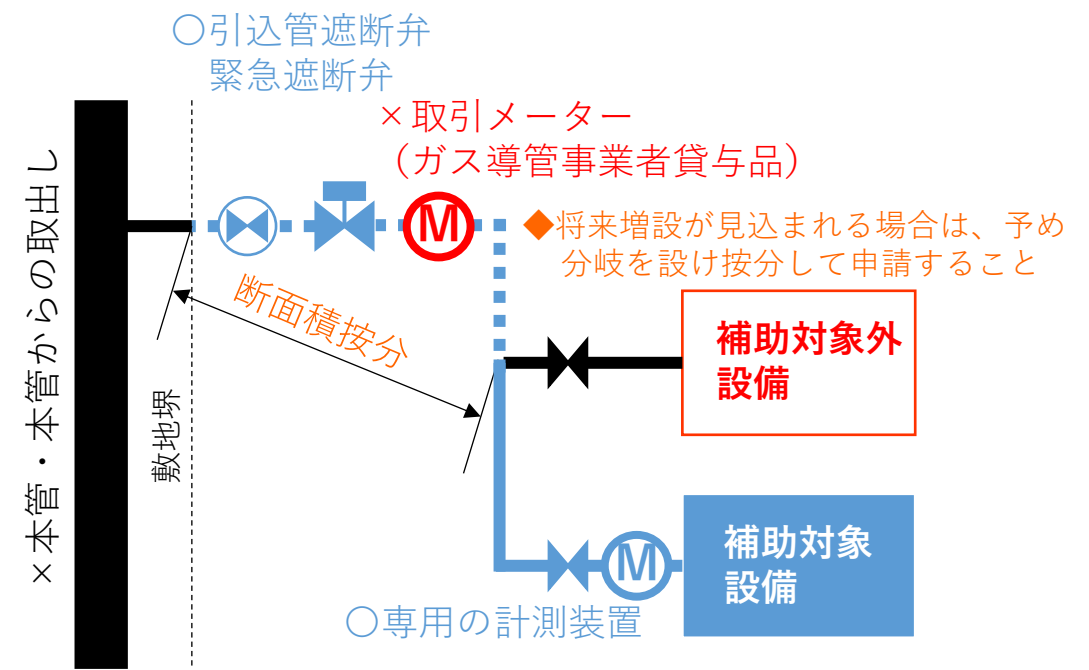
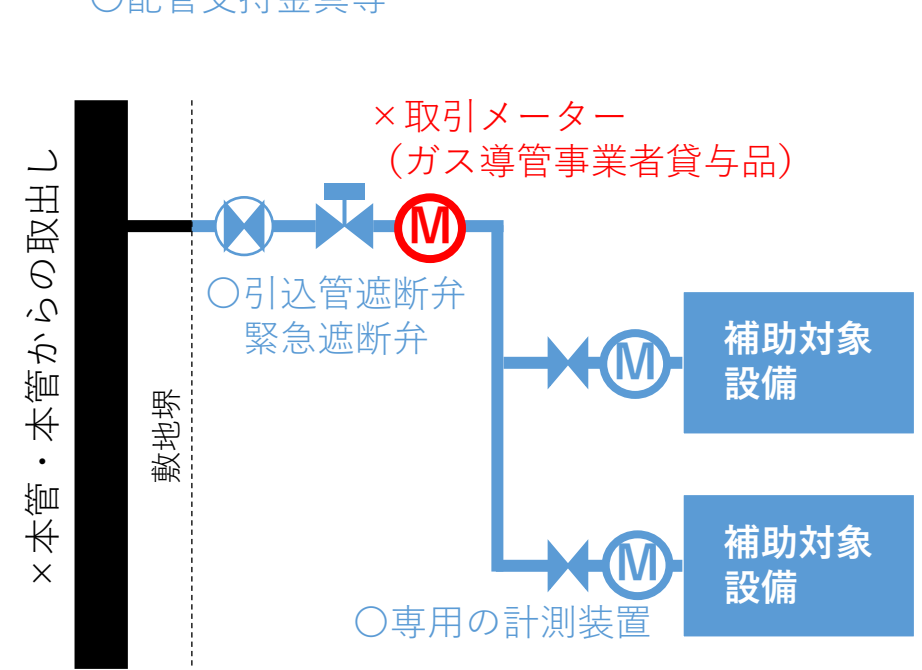
# ⑧補助対象範囲（ガス配管）

## 敷地内ガス配管（1）新設の場合

- ガス配管（バルブ等を含む）
- ガバナ、ストレーナー
- 緊急遮断弁、ガス漏れ警報器、電気防食
- 埋設工事（復旧工事を含む）
- 配管支持金具等

- ×ガバナ・緊急遮断弁・取引  
メーター等の建屋やフェンス、  
または庇等

△補助対象設備以外の設備と  
共用するものは断面積按分  
とする



※取引メーターは専用の計測装置とはできない。やむを得ない場合はセンターの承認が必要。

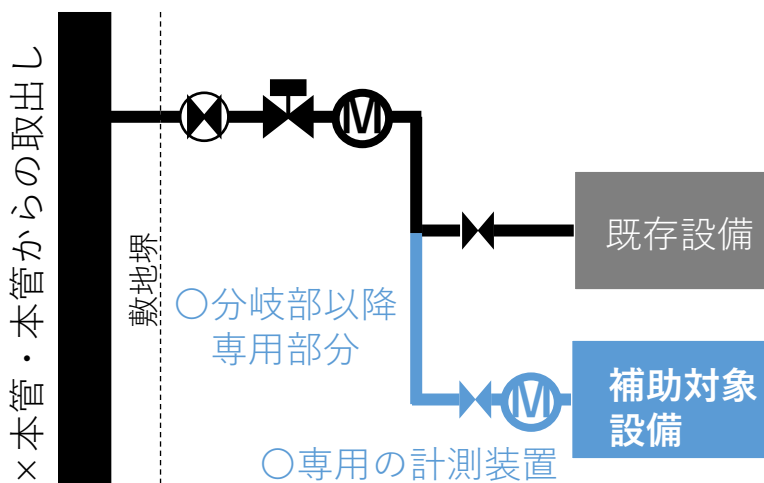
# ⑧補助対象範囲（ガス配管）

## 敷地内ガス配管（2）既設分岐の場合

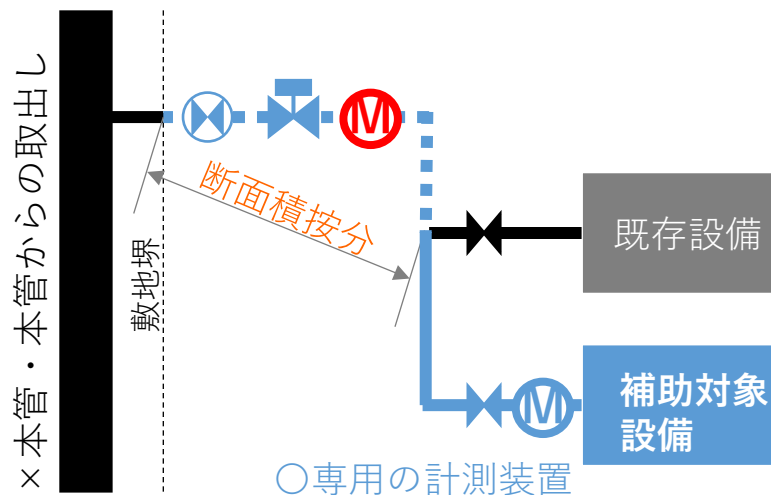
◆既存ガス管を増径・入替する場合は、共用部は断面積按分し、補助対象と補助対象外を区分する。

◆既存ガス管を増径・入替する場合は、共用部は断面積按分断面積按分し、補助対象と補助対象外を区分する。  
再配管のための既存配管撤去費用は対象外

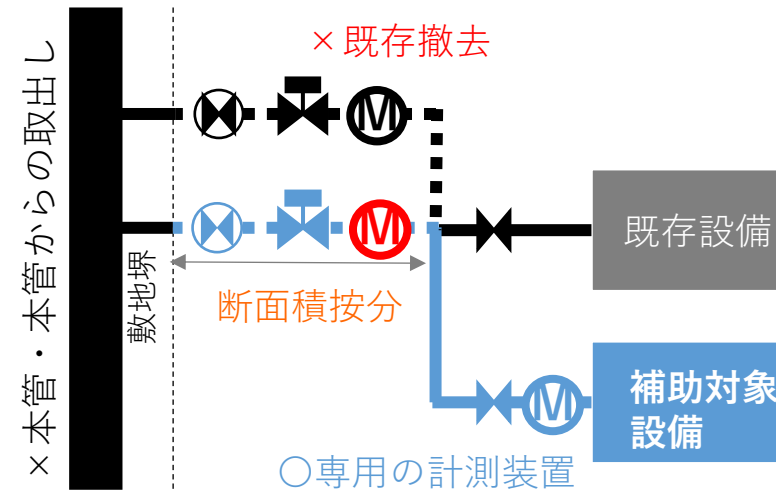
《分岐取り出し》



《（同位置での）増径・入替》



《（別位置での）増径・入替》

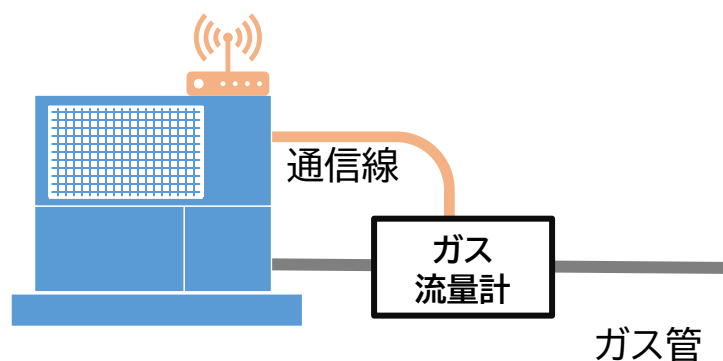


※取引メーターは専用の計測装置とすることは不可。やむを得ない場合はセンターの承認が必要。

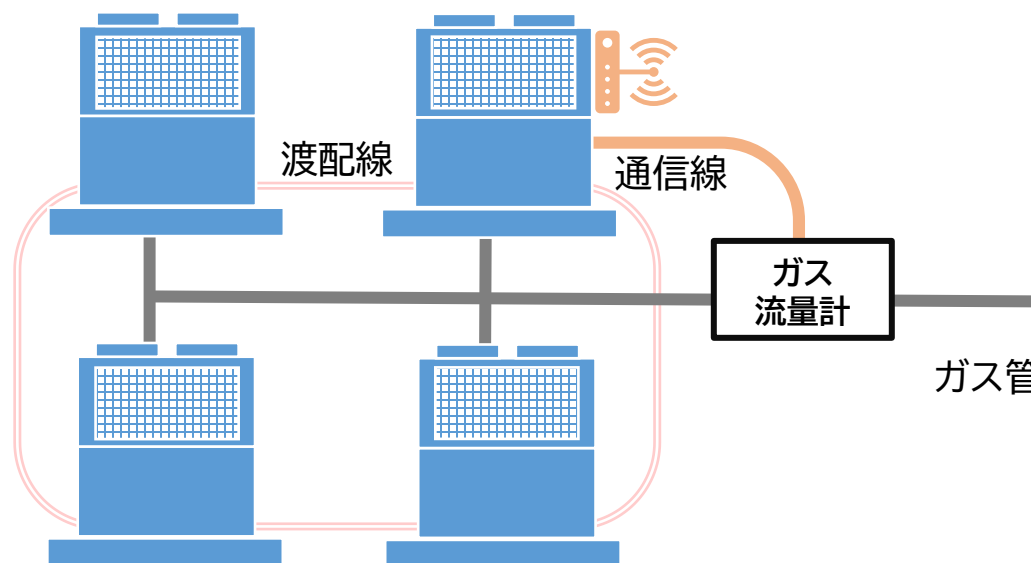
## ⑨専用計測器（ガス流量計）の設置

- ◇ CGS、GHPともに、遠隔監視システムを設置している場合は、補助事業完了翌年度の燃料使用量等データ報告において、遠隔監視システムのデータを用いた報告を可とします。
- ◇ 使用量算出にあたって根拠とした、遠隔監視システムのデータを添付することを 条件とします。
- ◇ 専用計測器の設置箇所についてガス導管事業者を確認を行った上で決定してください。
- ◇ ガス流量計については、以上の点を踏まえた上で設置箇所を選定の上、設置してください。

### ■CGS

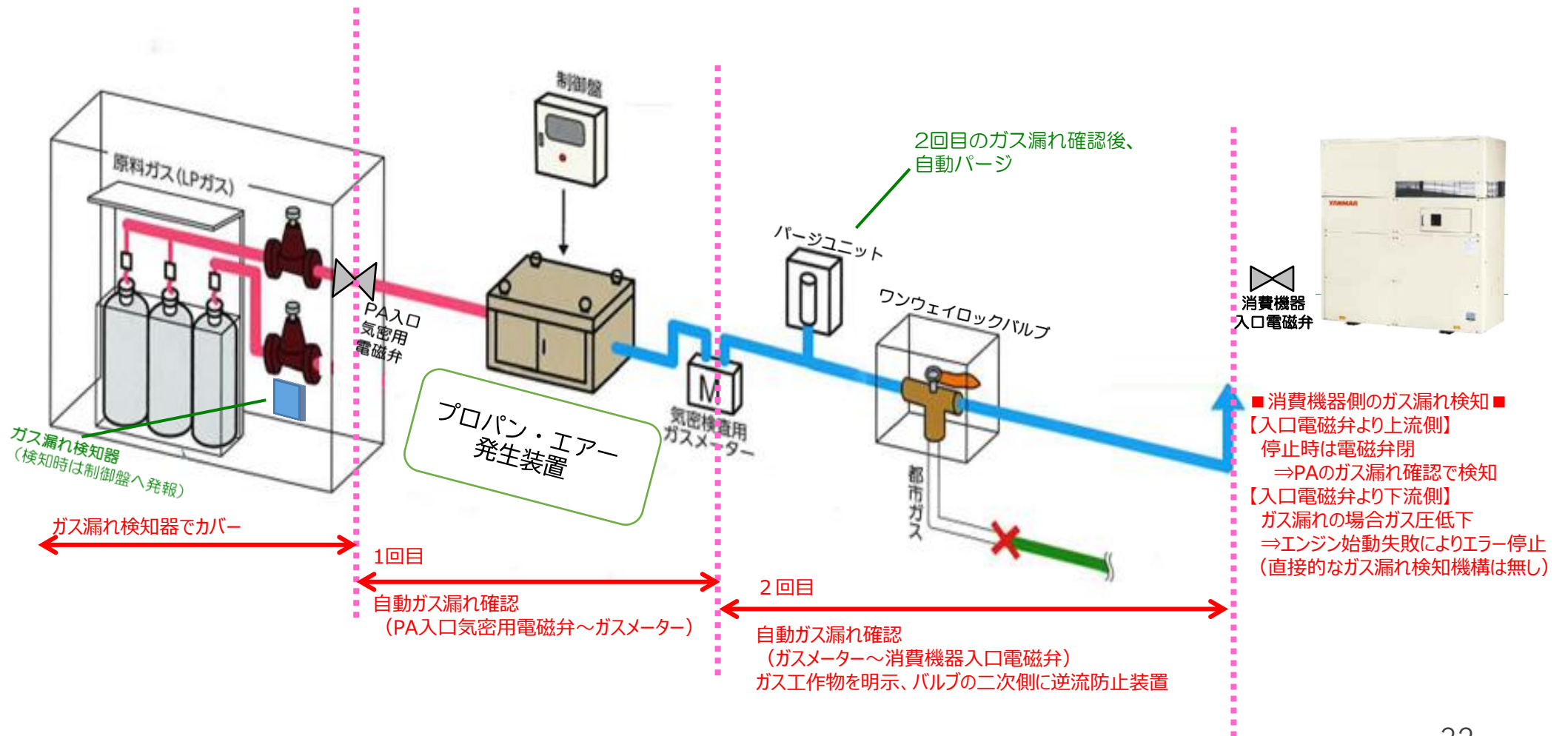


### ■GHP



# ⑩対象事業（ガス発生装置）

## 参考 常設のガス発生装置の安全保障の例（ガス漏れ確認機能付き）





## ⑩対象事業（ガス発生装置）

### 参考 ガス発生装置の定期点検

		相違点	移動式ガス発生装置	常設のガス発生装置
適用法令		あり	ガス事業法	高圧ガス保安法
定期検査	周期	あり	37か月毎 ※1	1年毎
	実施者	あり	ガス事業者 ※1	所有者（実作業はメーカー）
	項目	あり	①安全弁作動確認、②緊急停止装置の作動確認、③外観確認、④漏えい確認 ※1	左記4項目に加え、試運転、発生ガスの濃度確認、所有者への操作説明
	部品交換	あり	点検結果に応じて都度交換	左記に加え、ガス漏れ警報器（2年毎）、タイムカウンター（7年毎）、ガスメータ（10年毎）を定期交換
	オーバーホール ※2	あり	なし	10年毎

※1 移動式ガス発生装置検査要領（日本ガス協会発行）にて規定

※2 本体内の部品（ガバナ、ミキサーなど）、本体～LPポンベの付属品（中圧調整器、高圧ホース）を交換

## ⑪ 3社相見積りについて

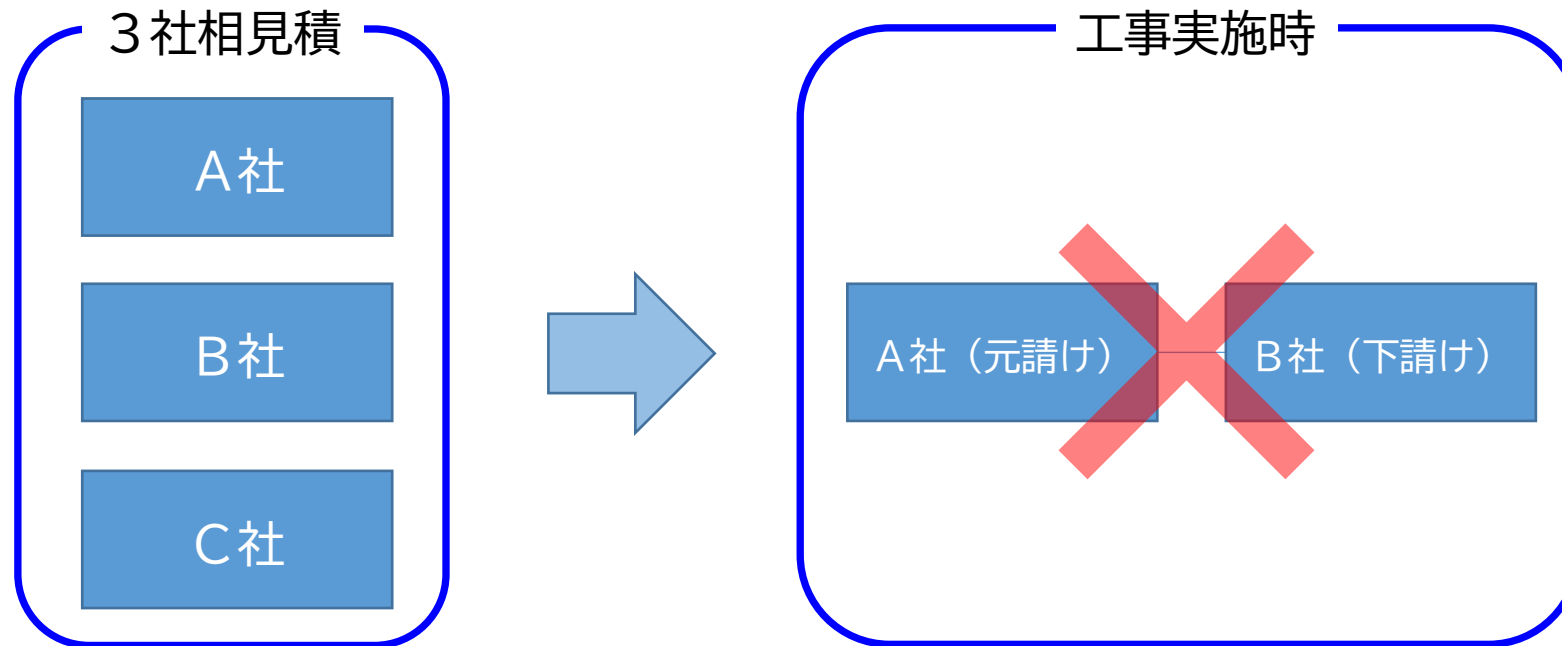
- ◇ 有効な見積りが3社分以上必要
- ◇ 3社引き合い → 辞退が発生した場合は、あらためてもう1社に見積り依頼を行い、有効な見積りを3社分以上そろえる

### <参考>

- ・ 一般競争入札の場合、結果応札が1社であってもやむを得ない
- ・ 指名競争入札の場合、辞退等を考慮して5社程度以上を指名することが望ましい
- ・ 競争入札の場合は、プロセスがわかる資料を添付すること

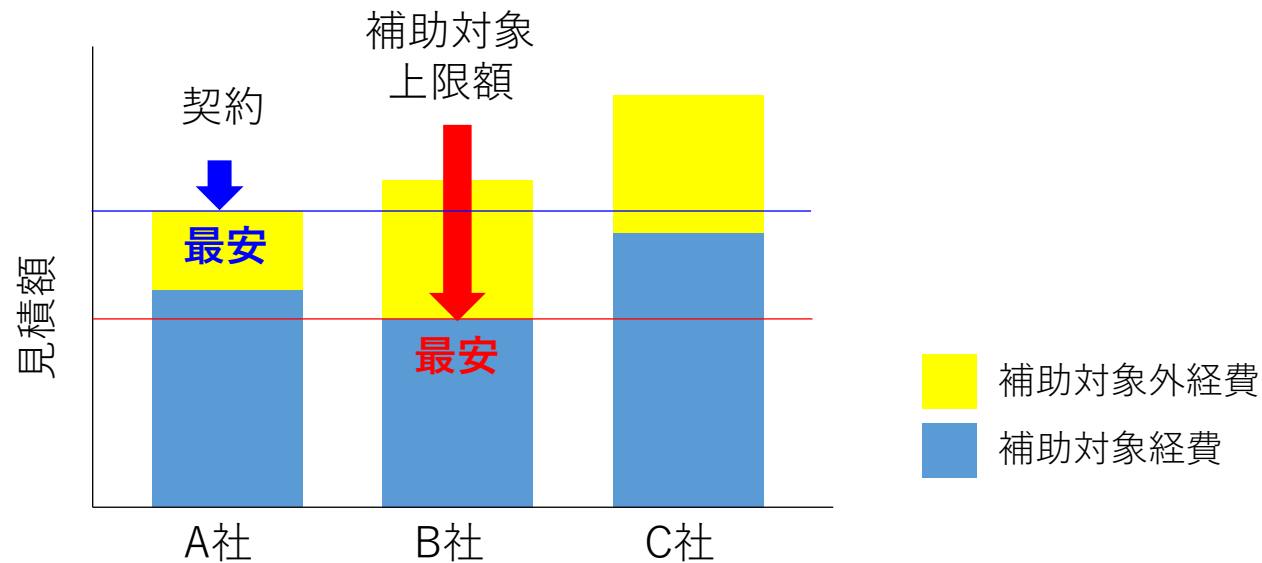
## ⑪ 3社相見積りについて②

- ◇ 相見積をとった3社が工事実施時に元請け下請けの関係になることは、公正な競争が行われていないと見なされる可能性があり望ましくないため、避けられない事情がある場合を除き避ける。



# ⑪ 3社相見積りについて③

- ◇ 契約については最も安価な見積業者と締結すること。
- ◇ ただし、補助対象経費の最も安価な見積業者の額が補助対象額の上限となる。



## ⑫リース・エネルギーサービスの契約期間について

- ◇ リース・エネルギーサービスは実績報告時には契約が締結されていること、かつ事業年度内に開始すること。  
ただし、翌4月1日開始は可とする。



## ⑬ jGrants（補助金申請システム）について①

### ■ jGrantsとは？

- ◇ デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムのこと
- ◇ 「電子申請」とはインターネットを利用して申請・届出を行うこと
- ◇ jGrantsを利用するにあたっては、GビズID（gBizIDプライム、またはgBizIDメンバー）が必要ですが。

### ■ 申請方法等について

- ◇ 下記のURLより、該当する補助金を検索の上、申請ください。

jGrants公式Webサイト：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- ◇ 詳細な操作方法については、以下のマニュアルをご参照ください。

クイックマニュアル：[https://fs2.jgrants-portal.go.jp/操作マニュアル\\_事業者用.pdf](https://fs2.jgrants-portal.go.jp/操作マニュアル_事業者用.pdf)

## ⑬ jGrants（補助金申請システム）について②

### ■ GビズIDについて

◇各種行政サービスを電子申請いただく際にもご利用いただける、ログインアカウント

### ■ jGrantsの利用が可能となるGビズIDの種別

◇gBizIDプライム（法人の代表者アカウント）

◇gBizIDメンバー（組織の従業員アカウントとしてプライムが許可したアカウント）

### ■ GビズID未取得の場合

◇まず、gBizIDプライムを申請してください（以下のURLより申請可能です）。登録まで、通常時期でも1週間ほど要しますので、申請時期を考慮した上で事前にご準備ください。

GビズID Webサイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

◇その後、組織の従業員用アカウントとしてgBizIDメンバーを発行してください。

<地域未来牽引企業制度について 経済産業省資料抜粋>



## 2. 地域未来牽引企業制度の見直し

- 地域経済の牽引をより強力に支援する（本格支援）段階へ移行。
- 今後、①機能(4類型、複数選択も可)に応じた目標設定、②重点支援、③更新制導入。
- 2020年度に向けて追加選定を実施。
- 2022年度に中間評価を行った上で、2024年度に更新の可否を最終判断（目標の取組状況を考慮）。

類型 期待される役割	グローバル型 海外需要の獲得	サプライチェーン型 サプライチェーンの維持・強化	地域資源型 地域資源の活用・雇用の下支え	生活インフラ関連型 生活基盤の維持
目標例	輸出額 利益率 等	売上額 取引先数 等	観光客向け売上額 地域の雇用者数 等	住民向けサービス向上 財務強化 等
支援例	・設備投資 ・新技術・商品開発 ・海外展開	・設備投資 ・共同研究・開発	・販路開拓 ・新商品開発 ・ブランディング	・経営基盤の強化 ・IT導入 ・新サービス開発
資金繰り、人材確保・育成、事業承継の円滑化 等				

### グローバル型（例）

海外数十カ国に輸出する  
国産シェアトップの医療機器  
を有するメーカー（愛知県）



### サプライチェーン型（例）

航空宇宙事業で高精度の部品  
を製造するメーカー  
（茨城県）



### 地域資源型（例）

地元の伝統文化や自然を  
アドベンチャー・ツーリズムとして  
提供する宿泊業者（北海道）



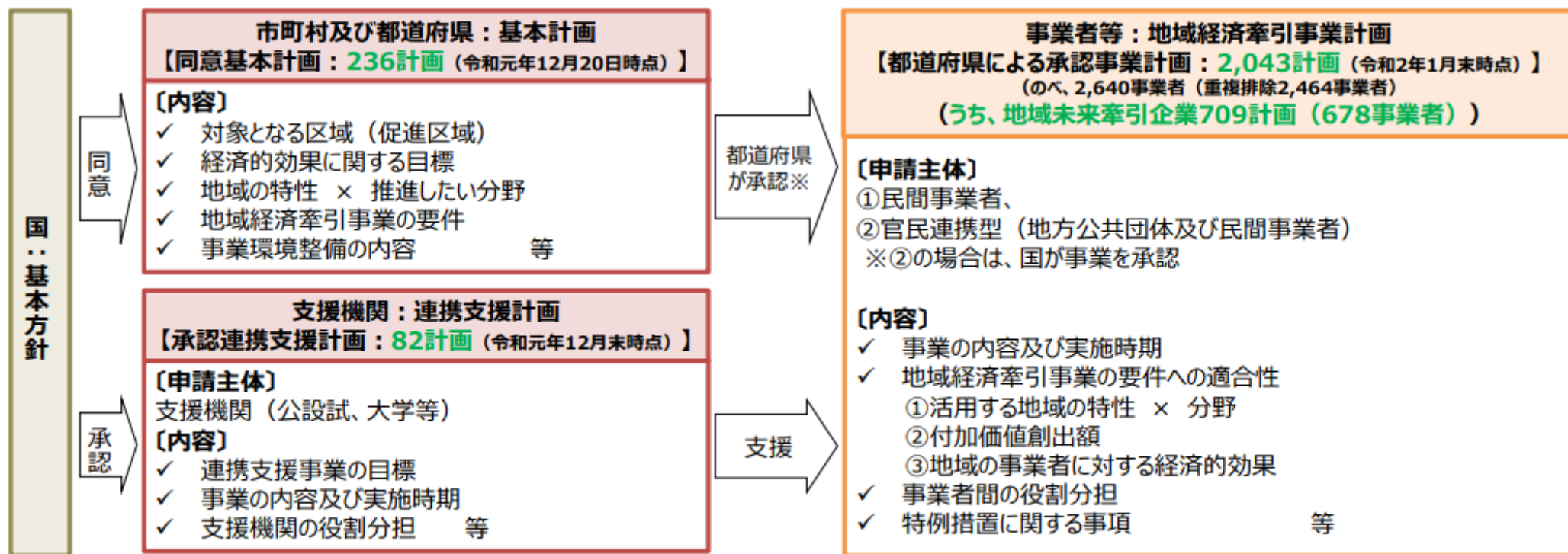
### 生活インフラ関連型（例）

イベントを企画し、  
観光客誘致の取り組みを  
進める鉄道会社（和歌山県）

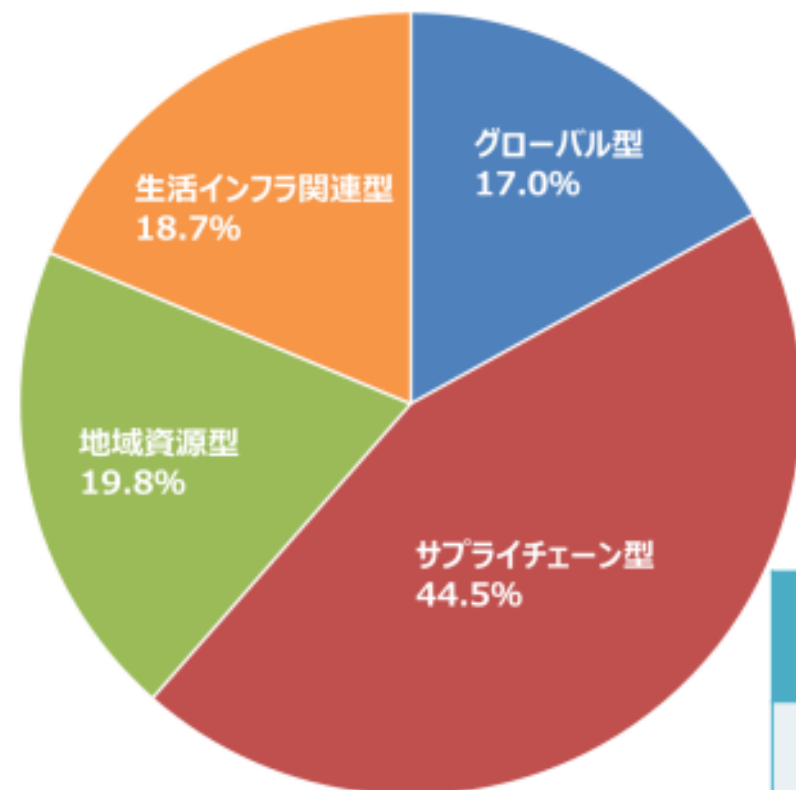


## 【参考3】地域未来投資促進法の施行状況について

- 地域未来投資促進法は、**地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。**
  - 基本方針に基づき、**市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。**同意された基本計画に基づき**事業者が策定する地域経済牽引事業(※)計画を、都道府県知事が承認。**
- (※) ①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす事業
- 地域経済牽引事業の支援を行う「**地域経済牽引支援機関**」による**連携支援計画**を国が承認。



## 【参考4】地域未来牽引企業の類型別の割合（推計）及び特徴（推計）



※ 地域未来牽引企業からサンプル（1,791者）を抽出して推計。  
 ※ 選定時の資料、公開情報等から4類型のいずれかに、機械的に分類。  
 実際は分類の重複がありえる。

※地域未来牽引企業から約400者のサンプルを抽出し分析。

※売上利益率は、利益額÷売上額（2018年決算時）、自己資本比率は、純資産額÷総資産額（2017年選定時）で算出。

※各類型は、選定時の資料、公開情報等から4類型のいずれかに、機械的に分類。

類型 (サンプル数)	売上利益率 (平均・%) [標準偏差]	自己資本比率 (平均・%) [標準偏差]	特徴
グローバル (70社)	6.6 [8.6]	40.1 [23.4]	他類型と比較すると、ストック・フローともに高い位置に分布。
サプライチェーン (210社)	5.7 [6.8]	37.0 [22.8]	グローバル型と比較すると、ストック・フローともに低位置に分布。
地域資源 (95社)	3.2 [5.4]	35.4 [24.6]	他類型と比較すると、フローが低位置に分布。
生活インフラ (36社)	5.1 [6.6]	30.3 [26.5]	他類型と比較すると、ストックが低位置に分布。
全体 (411社)	5.2 [6.9]	36.6 [24.3]	

## 【参考5】地域経済牽引目標の例

類型	業種例	目標イメージ
グローバル	酒造メーカー	海外向けに、地域資源を活かした新商品を開発し、 <b>2023年度までに、海外売上比率を現在のX%からY%に引き上げ</b> 、海外における当地域の知名度の向上に寄与する。
	商社	国内外に食品を販売。今後、海外の高級スーパーへの展開を進め、 <b>海外の取引店舗数を2023年度までに現在のX倍</b> に伸ばす。また、 <b>経常利益率Y%の達成</b> を目指す。寄付などを通じて収益の一部を地域に還元する。
サプライチェーン	機械器具製造業	働き方改革を推進しながら、 <b>従業員一人当たりの売上高を、2023年度までにX%増加</b> させる。また、 <b>地域の事業者と連携して、新分野の事業化をY件進め</b> 、地域経済の活性化に貢献する。
	IT企業	地域内外の顧客企業のニーズに対応できる <b>新システムを開発し、ソリューションを提供</b> することで、2023年度までに、 <b>取引先数をX%以上、顧客満足度をY%以上増加</b> させる。
地域資源	農業	<b>地域の協力農家数を2023年度までにX%増加</b> させ、 <b>売上を現在のY倍、従業員数を現在のZ倍</b> とする。体験農業を拡充し、 <b>地域内外から人を呼び込み、地域の特産物についての理解</b> を広げる。
	ホテル	<b>国内外からの宿泊客数を、2023年度までに現状のX倍</b> とし、 <b>従業員数をY倍</b> に増やす。また、宿泊客へ提供する食事の <b>地元の食材利用率をY倍に増やすこと</b> で、地産地消を進め、地域貢献を果たしていく。
生活インフラ関連	バス会社	今後5年以内に、ICカードの導入や利用状況を踏まえた運行の見直しなどにより、 <b>生産性をX%以上増加</b> させるとともに、地域住民の利便性を向上させていく。また、 <b>地域の観光ルートの開発やイベントにより、5年後も乗客数を横ばいで推移</b> させる。
	小売業	宅配サービスや近隣自治体に出向く移動販売の実施により、 <b>買い物が困難な地域の高齢者にもサービスを届ける</b> とともに、 <b>2023年度も売上高を横ばいで推移</b> させ、住民の生活を支える。